



Title	若年層の命令形の使用範囲：栗東市方言・福岡市方言・湖西市方言の対照から
Author(s)	森, 勇太; 平塚, 雄亮; 中村, 光
Citation	阪大社会言語学研究ノート. 2012, 10, p. 1-17
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/23209">https://doi.org/10.18910/23209</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 若年層の命令形の使用範囲

### —栗東市方言・福岡市方言・湖西市方言の対照から—

森 勇太・平塚 雄亮・中村 光

【キーワード】行為指示表現, 命令形命令, 連用形命令, テ形命令, 発話機能

#### 【要旨】

本稿では, 滋賀県栗東市方言(以下, 栗東市方言)・福岡県福岡市方言(以下, 福岡市方言)・静岡県湖西市方言(以下, 湖西市方言)を対象とし, 若年層の命令形相当の行為指示表現とその運用について, 以下のことを指摘した。

- 1) 3地点とも3系列の命令形相当の形式を持つ。テ形命令・命令形命令は3地点に共通して存在する。栗東市方言・福岡市方言はそれらに加え, 連用形命令を持つ。湖西市方言は連用形命令を持たないが, リン形命令を持つ。[2節]
- 2) 行為指示表現の運用について, 3地点ともに基本的にテ形命令は話し手利益の行為指示(依頼・話し手利益命令), 連用形命令・リン形命令は聞き手利益の行為指示(勧め・聞き手利益命令)で用いる。特に話し手利益の行為指示は命令形相当の形式を用いるとすれば必ずテ形を用いる。[4.1-4.3節, 4.4.1節]
- 3) 権威的命令はテ形命令・連用形命令が混在することも3地点に共通している。栗東市方言や湖西市方言では距離の近い人物や下位者に対して連用形命令・リン形命令を用い, 距離の遠い人物に対してテ形命令を用いるという基本的な使い分けがある。[4.1-4.3節, 4.4.2節]
- 4) 栗東市方言・湖西市方言は日常的には命令形命令をほとんど使用せず, 聞き手に対する配慮を無視して, 強い強制力で行為指示を遂行するときに限られるが, 福岡県福岡市方言では命令形命令の使用範囲が広く, 権威的命令と聞き手利益命令に用いる。[4.1-4.3節, 4.4.3節]

#### 1. はじめに

本稿の目的は若年層の命令形(相当)の形式をとりあげ, 各地における運用の共通点と相違点を考察することにある。現代では, 命令形に相当する形式として3系列の形式を持っている地域が存在する。例えば, 大阪方言には, 「シロ」(命令形命令), 「シー」(連用形命令), 「シテ」(テ形命令)の3形式がある(牧野 2008a)。本稿で取り上げる栗東市方言も同様の3系列の命令形を持つ。

- (1) a 早く起キロ。[命令形命令]  
b 早く起キ。[連用形命令]  
c 早く起キテ。[テ形命令]

静岡県湖西市方言でも同様に命令形命令, テ形命令を持つが, 連用形命令は持たない。

ただし、「(リ)ン」という命令形を持つ。

- (2) a 遅れないように早く行キン。  
b 冷めないうちに早く食べリン。

このように用いられる形式が地域によって異なるほか、各形式の運用の様相も異なっている。例えば、福岡市方言では命令形命令を非常に親しい友人や家族の下位者（弟・妹）等に対して用いることができるのに対し、湖西市方言ではほとんど用いない（用例中の#は当該の発話が不適切であることを示す。以下同じ）。

- (3) [聞き手：弟。文脈：一緒に掃除をしているが、弟が怠けている]  
a [福岡市方言] ちゃんと掃除シロ。  
b [湖西市方言] #ちゃんと掃除シロ。

本稿では、3人の筆者の母方言である栗東市方言、福岡市方言、湖西市方言を記述対象とする<sup>1)</sup>。これらの地域における命令形相当の形式を整理し、それらがどの発話機能において用いられるのかを分析する。なお、以下本稿では、個別の形式としての命令形をさすときは「命令形」と呼び、テ形・連用形・「(リ)ン」などをまとめた命令形相当形式の全体をさすときは「行為指示形式」と呼ぶ<sup>2)</sup>。

本稿の構成を以下に示す。まず、2節では、3地域の行為指示形式を整理する。3節で、本稿で用いる行為指示表現の枠組みを提示する。4節では各地域の行為指示形式の使用範囲を記述するとともに、3地点の運用を対照し、共通点や各地域の特徴を述べる。最後の5節はまとめである。

## 2. 形態的特徴

本節では、3地点の行為指示形式の形態的特徴を考察する。形態的には、連用形命令を持つという点で栗東市方言と福岡市方言が共通しているため、2.1節で栗東市方言、2.2節で福岡市方言について述べ、その後、2.3節で湖西市方言について述べる。

### 2.1. 栗東市方言

栗東市方言では行為指示形式として、命令形・テ形・連用形の3系列を持つ。表1に活用を示す<sup>3)</sup>。

- (4) a 早く起キロ。[命令形]  
b 早く起キテ。[テ形]

- 
- 1) 筆者の生年、出生地は以下の通り。森…1985年生（27歳）、静岡県湖西市出身。平塚…1983年生（29歳）、福岡県福岡市出身。中村…1989年生（22歳）、滋賀県栗東市出身。全員、18歳までは出生地で生活していた。
  - 2) 行為指示に用いられる形式を広く考えると、「～してくれない?」「お願いします」のような表現も行為指示形式に含まれる。本稿では、「行為指示形式」を狭義のものとして捉え、命令形相当の表現として用いられる命令形命令、連用形命令、リン形命令、テ形命令を指す用語として用いる。
  - 3) また、各地域にそれぞれ共起可能な文末詞が数種類あるが、本稿では文末詞が付加しない命令形のみを対象にする。文末詞については稿を改めて論じたい。

c 早く起キ (一)。[連用形]

表1 滋賀県栗東市方言の行為指示形式<sup>4)</sup>

活用	動詞	命令形命令	テ形命令	連用形命令
五段動詞	行く	イケ	イッテ	イキ (一)
上一段動詞	見る	ミロ	ミテ	ミー
	起きる	オキロ	オキテ	オキ (一)
下一段動詞	寝る	ネロ	ネテ	ネー
	食べる	タベロ	タベテ	タベ (一)
サ変動詞	する	シロ	シテ	シー
カ変動詞	来る	コイ	キテ	キー

## 2.2. 福岡市方言

福岡市方言も同様に命令形・テ形・連用形<sup>5)</sup>の3系列を持つ。表2に活用を示す。

- (5) a 早く起キロ。[命令形命令]  
 b 早く起キテ。[テ形命令]  
 c 早く起キリー。[連用形命令]

表2 福岡市方言の行為指示形式

活用	動詞	命令形命令	テ形命令	連用形命令
五段動詞	行く	イケ	イッテ	イキ (一)
上一段動詞	見る	ミロ／ミレ	ミテ	ミリ (一)
	起きる	オキロ／オキレ	オキテ	オキリ (一)
下一段動詞	寝る	ネロ／ネレ	ネテ	ネリ (一)
	食べる	タベロ／タベレ	タベテ	タベリ (一)
サ変動詞	する	シロ／セレ／セロ	シテ	シー
カ変動詞	来る	コイ	キテ	キー

(形式が複数並んでいるときは左の形式が多用される。)

連用形命令に関して、五段動詞のときは連用形と連用形命令形が同形である<sup>6)</sup>。例えば、連用形が現れるアスペクトマーカー「ヨル」に接続するときには、

- (6) 学校に行キヨル。 (行くところだ)

となり、連用形命令「行キ」と同じ形式が表れる。一方、上・下一段動詞の場合には、(7)，

- 4) 滋賀県栗東市方言の連用形命令において、1モーラの連用形が想定されるもの(「ミー(<見る)」「シー(<する)」)などは必ず長呼される。「オキー(<起きる)」「タベー(<食べる)」等、2モーラ以上の連用形も長呼されるときがあるが必須ではなく、行為指示の機能にも影響していないと思われる。
- 5) 福岡市方言にはもともと連用形命令は存在しなかったが、陣内(1996)は関西方言からの伝播、二階堂(2008)は地理的に近い豊前方言からの伝播であることをそれぞれ主張している。本稿では、この連用形命令の成立については態度を保留する。
- 6) ただし表2に示したように、連用形命令の場合、「イキー」のように母音が長呼されることがある(これらに意味的な違いは感じられない)。スルと来ルのときは必ず長呼される。

(8) のような連用形とは形が異なり、必ずいわゆる五段化した形で現れる (\*は文法的に不適格であることを示す。以下同じ)。

(7) テレビを {見/\*見り} ヨル。 (見ているところだ)

(8) ご飯を {食べ/\*食べり} ヨル。 (食べているところだ)

このように動詞の活用型によって一部形態的な違いがあるものの、本稿では一括して「連用形命令形」として取り扱う<sup>7)</sup>。

また、上・下一段動詞を用いた命令形命令は、伝統的には五段化した動詞の活用形（「見レ」など）が現れるが、若年層ではやや衰退しており、標準語と同形の命令形（「見ロ」など）が現れることが多い。

### 2.3. 湖西市方言

湖西市方言でも3系列の行為指示形式がある。ただし、湖西市方言は他の地域と異なり連用形命令を持たず、「-リン」または「-ン」<sup>8)</sup>が用いられる。表3にそれぞれの活用を示す<sup>9)</sup>。

- (9) a 早く起キロ。 [命令形]  
 b 早く起キテ。 [テ形]  
 c 早く起キン。 [リン形]

表3 湖西市方言の行為指示形式

活用	動詞	命令形命令	テ形命令	リン形命令	ン形命令
五段動詞	行く	イケ	イッテ	*イキリン	イキン
上一段動詞	見る	ミロ	ミテ	ミリン	ミン
	起きる	オキロ	オキテ	オキリン	オキン
下一段動詞	寝る	ネロ	ネテ	ネリン	ネン
	食べる	タベロ	タベテ	タベリン	タベン
サ変動詞	する	シロ	シテ	シリン	シン
カ変動詞	来る	コイ	キテ	コリン キリン	キン

7) 見ルの連用形命令については、補助動詞として使われたときのみミ（一）という形が現れることがある。本動詞として使われたときには必ずミリ（一）という形になる。

- (i) a これ、おいしいから食べて {ミ（一）／見リ（一）}。 【補助動詞】  
 b 退屈なら映画でも {\*ミ（一）／見リ（一）}。 【本動詞】

8) この形式は愛知県東三河地方に広く見られる表現であるが、静岡県の浜名湖より西の地域もこの表現を用いる。山口（1965）によれば、静岡県の浜名湖以西地域（湖西市〔旧新居町含む〕、三ヶ日町）は言語的に愛知県側の特徴を多く含むとされる。

9) また、「ナ」という命令形相当の形式が用いられることがある。

- (ii) a [子どもがピーマンを食べない] 体にいいからちゃんと食べナ。  
 b [学校の先生が子どもに] ちゃんと掃除シナ。

典型的には(ii)に見られるように、子どもに諭すとき、また学校の先生が生徒にしかるべきに用いる。また、どちらかといえば、女性に使用されやすい印象がある。筆者（森）は、ナは標準語のスタイルで用いられるとの内省を持っているため、今回はここに挙げた3系列と同列に扱うことはしなかった。

筆者（森）の内省では、五段動詞以外に「リン」と「ン」がともに接続し、両方の形態を同じ機能で用いることができる。以下、本稿では、五段動詞には「ン」を、それ以外の動詞には「リン」を接続させた形式で示し、これらをまとめて「リン形命令」と呼ぶ。また、力変動詞（「来る」）には、未然形接続・連用形接続がともに許容される。これについても意味の差異は感じられない。

### 3. 行為指示表現の運用の枠組み

#### 3.1. 行為指示表現

「行為指示表現（熊取谷 1995）」とは、「依頼」や「命令」、「勧め」など、聞き手に対する行為を求める表現を総称するものである。本稿でこれらをまとめて扱おうとするのは、「依頼」と「命令」は明瞭に区別できるものではなく、「典型的な「依頼」と典型的な「命令」を両端に持つ連続体を形成する関係（同:14）」と考えられるためである。

命令表現の研究は、標準語においても、方言においても一定数行われているが、「行為指示」という枠組みから行われたものはそれほど多くなく（姫野 1997 等）、今回扱った 3 地点についてはこれまでに見られないようである。

#### 3.2. 分類軸

本稿で用いる枠組みは、基本的に牧野（2008a,b）に従うものである。ただし、牧野（2008a,b）の枠組みの「命令」において、純粋に話し手に利益がある命令の「話し手利益命令」と、公のための命令である「権威的命令」を区別して考察を進める（権威的命令については、3.2.3 節にて詳しく述べる。）

本稿で用いる枠組みを図 1 のように示す。ただし、権威的命令の図における位置づけは保留した。

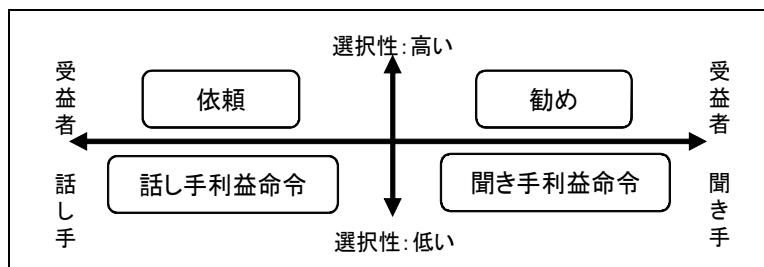


図1 行為指示表現の枠組み（「権威的命令」を除く）

##### 3.2.1. 受益者

受益者とは当該行動によって利益を得る人物のことである。典型的には「話し手」利益か、「聞き手」利益かに分類される。受益者が話し手か、聞き手かということは行為指示表現の選択に影響を与えていると考えられる。

- (10) [先生はある学生（田中）に渡す書類がある。先生は偶然研究室に来た別の学生（林）に対して、田中に書類を渡してもらうように頼む。受益者：先生（話

し手)。(聞き手:林には利益なし)]

田中君にこれを {# 渡しなさい。／渡して。／渡して下さい。／渡してもらえる？}

(10) のように話し手に利益がある際には「下さる」「もらう」のような受益表現やテ形命令を用いることはできるが、「-なさい」を用いることは不適切である。

### 3.2.2. 選択性

同じことを行為指示する際にも、話し手がその行為をどれだけ強制的に遂行したいかによって行為指示する形式は異なる。

(11) a Answer the phone.

b Could you possibly answer the phone?

(Leech 1983:108)

Leech (1983) は、これらの表現が随意性（選択性, the degree of optionality）の度合いによって使い分けられていると述べる。つまり、同じ相手に対して (11) の表現を用いるとき、(11a) のほうがより話し手が聞き手に与えている選択性の度合いが低く、強制力が強いのに対し、(11b) のほうがより選択性の度合いが高く、丁寧な表現となる。このように、同じ聞き手、同じ受益者の場面でも、話し手が聞き手に与える選択性の度合いによって行為指示表現が異なることが予測される<sup>10)</sup>。

### 3.2.3. 権威的命令

しかし、現実に行われる行為指示は、受益者が話し手・聞き手のどちらにあるかが客観的に明らかなものではない。受益者は話し手か、聞き手か二元的に決められるものではなく、「公のため」というべき表現、また、受益者が想定できなかつたり、受益者が話し手・聞き手の両者であつたりする表現も存在する。

(12) a [先生が掃除中ふざけている生徒に]ちゃんと掃除をしなさい。[公のため]

b [先生が宿題を忘れてきた生徒に] バケツを持って廊下に立っていなさい。  
[受益者なし]

このような表現は当該の行為指示が「話し手」・「聞き手」のどちらかというよりも当該のコミュニティのために行われるもの、または、話し手の権威 (authority) を持つて聞き手に当該の行為を必ず遂行させる意図を持って発話されるものである (Searle 1969:66)。本稿では、(12) のような表現を「権威的命令」として立てておく<sup>11)</sup>。

- 
- 10) ただし、選択性は必ずしも話し手の意図だけではなく、話し手と聞き手の関係、当該の動作がどれだけ聞き手に対して負担か、話し手がその行為指示を行うような当然性があるか、という文脈的な要因によっても左右される。例えば、同じ聞き手に対しても「ペン、貸して」という行為指示は比較的行いやすいのに対し、「1万円、貸して」という行為指示は聞き手の負担が大きく、そのため、聞き手に与える選択性を低くして行為指示を行うことは難しいと考えられる。選択性は、話し手がこれらの要因を総合的に判断して運用するものである。
- 11) 牧野 (2008a) では、受益者を聞き手か、非聞き手か、の対立としていた。これは、「公のため」また受益者が話し手・聞き手の両者であるべき表現 [→ (12)] を話し手利益の表現と併せて考えているからである。本稿では「枠組み」はあくまで理念的なものである

また、行為指示を行う際に、話し手が聞き手に対して想定する選択性が高いか、低いかという点も、現実の場面では明らかに定められるものではない。受益者や選択性は連続的なものである。このことから記述においてはそれぞれの発話機能に合う典型的な場面・文脈を想定し、その場面でどのような形式を用いて行為指示を行うかを内省した。

### 3.3. 記述の準備

#### 3.3.1. 想定する聞き手

本稿では、牧野（2008a）に沿って、話し手・聞き手の距離（家族・非常に親しいソト・少し親しいソト），及び上下関係（目上か、同等か、目下か）から聞き手として想定する人物を設定する。

ただし、2節で挙げた行為指示形式は筆者3人ともに丁寧語（デス、マス）を用いて話すようなソトの上位者や疎遠な人物には用いることができないとの内省がある。このことから本稿では表4の人物を聞き手として想定した<sup>12)</sup>。

表4 上下・親疎関係から想定した聞き手

話し手(S) 聞き手(H) の関係	家族		非常に親しいソト		少し親しいソト	
	下位へ S>H	上位へ S<H	下位へ S>H	同等 S=H	下位へ S>H	同等 S=H
例	・親→子 ・兄姉→弟妹	・子→親 ・弟妹→兄姉	・親しい先輩 →後輩 ・職場の上	・親しい同年齢の友人 ・職場の同僚同士	・先輩→後輩 ・職場の上司→部下	・同年齢の友人 ・職場の同僚同士

#### 3.3.2. 文脈

各発話機能に典型的な文脈として、以下の文脈を設定した。例文の形式は栗東市方言のもので記しておく。

という観点から、受益者を話し手と聞き手で対立する軸と考え、(12)のような表現は「権威的命令」として純粋な「話し手利益命令」と区別して考えている。

12) 牧野（2008a）では、「家族・同等」に人物を想定していたが（例：「配偶者どうし」），地域によっては家長にあたる人物が、家庭内において絶対的な上位者として待遇され、必ずしも配偶者が対等な人物といえない地域も存在する。本稿では、地域間の対照を行うため、家族内の同等の人物は設定しなかった。

表5 本稿で想定した文脈と例文

受益者	選択性	発話機能	例文番号	文脈	例文
話し手	高	依頼	(13)	a 聞き手が忙しそうにしているが、機械の使い方／料理の作り方／勉強がわからないから、	悪いけど {教エテ／教エ／教エロ}。
				b コンビニに買い物に行くというので、	ついでに僕の分のパンを買って {来テ／来一／来イ}。
聞き手	高	勧め	(14)	a 聞き手が「お腹がすいた」とつぶやいたので、	よかつたらそこにあるお菓子、 {食べテ／食べ／食べロ}。
				b 突然の雨で傘を貸そうとする。	この傘でよければ持つて {行ッテ／行キ／行ケ}。
話し手	低	話し手利益命令	(15)	a 話し手と聞き手が一緒に作業中、話し手は両手が離せない。聞き手の近くにある工具がほしい。	そこのドライバー {取ッテ／取り／取レ}。
				b これから話し手がかけたい相手先の電話番号を聞き手に読み上げてもらっている。しかし、書き取りに手間取ったので、	もう一回 {言ッテ／言イ／言エ}。
聞き手	低	聞き手利益命令	(16)	a 昨日転んで打ったところが腫れてきたと聞き、骨折を心配し、	今すぐ病院に {行ッテ／行キ／行ケ}。
				b 聞き手と一緒に作業している途中、聞き手の友人から電話がかかってきて、聞き手は帰らなければならなくなつた。	ここはいいから、早く {帰ッテ／帰リ／帰レ}。
-	低	権威的命令	(17)	a 一緒に掃除をしているが、聞き手が怠けてい	ちゃんと掃除 {シテ／シー／シロ}。
				b 家／研究室にとつて大事なお客様が来ているのに、大きな声で話してい	ちょっと静かに {シテ／シー／シロ}。

#### 4. 行為指示形式の使用範囲

本節では、表4で挙げた聞き手に対して、表5の例文・文脈(13) - (17)においてそれぞれの行為指示形式を用いることができるかどうかを記述する。結論を先に述べると栗東市方言と湖西市方言の運用が類似している。本節ではまず、4.1節で栗東市方言、4.2節で湖西市方言、4.3節で福岡市方言の運用について述べ、4.4節で3地点を対照し、共通点やそれぞれの地域の特徴について述べる。

##### 4.1. 栗東市方言

栗東市方言でそれぞれの行為指示形式が使用できる範囲を以下に示す。

表6 各形式の使用範囲（栗東市方言）

受益者	選択権	発話機能	形式	家族		非常に親しいソト		少し親しいソト	
				下位へ S>H	上位へ S<H	下位へ S>H	同等 S=H	下位へ S>H	同等 S=H
話し手	有	依頼	テ	○	○	○	○	○	○
			連用	×	×	×	×	×	×
			命令	×	×	×	×	×	×
話し手	無	話し手 利益 命令	テ	○	○	○	○	○	○
			連用	×	×	×	×	×	×
			命令	×	×	×	×	×	×
聞き手	有	勧め	テ	×	×	×	×	×	×
			連用	○	○	○	○	○	○
			命令	×	×	×	×	×	×
聞き手	無	聞き手 利益 命令	テ	×	×	×	×	×	×
			連用	○	○	○	○	○	○
			命令	×	×	×	×	×	×
-	無	権威的 命令	テ	○	○	○	○	○	○
			連用	○	×	○	×	×	×
			命令	×	×	×	×	×	×

#### 4.1.1. 依頼

依頼では、どのような聞き手に対してもテ形を用いる。

- (18) a [機械の使い方／料理の作り方／勉強がわからないから] 悪いけど {教えテ／#教エ／#教えロ}。  
 b [コンビニに買い物に行く聞き手に] ついでにパンを買って {来テ／#来一／#来イ}。

#### 4.1.2. 話し手利益命令

話し手利益命令では、どのような聞き手に対してもテ形を用いる。

- (19) a [聞き手の近くにある工具がほしい] そのドライバー {取ッテ／#取リ／#取レ}。  
 b [聞き手に読み上げてもらった電話番号の書き取りに手間取った] もう一回 {言ッテ／#言イ／#言エ}。

#### 4.1.3. 勧め

勧めでは、どのような聞き手に対しても連用形を用いる。

- (20) a [聞き手が「お腹が空いた」と呟いたので] よかつたら、そこにあるお菓子 {#食べテ／食べ／#食べロ}。  
 b [突然の雨で傘を貸そうとする] この傘でよければ持って {#行ッテ／行キ／#行ケ}。

#### 4.1.4. 聞き手利益命令

聞き手利益命令では、どのような聞き手に対しても連用形を用いる。

- (21) a [昨日転んで打ったところが腫れてきたと聞き、骨折を心配し] 今すぐ病院に {#行ッテ／行キ／#行ケ}。  
b [聞き手と一緒に作業している途中、聞き手は帰らなければいけなくなった] ここはいいから、早く {#帰ッテ／帰リ／#帰レ}。

#### 4.1.5. 権威的命令

権威的命令は基本的にテ形で行う。しかし、家族や、非常に親しいソトの下位者に対しては、連用形も使用できる。テ形と連用形を両方用いるところでは、テ形のほうがより丁寧な表現として機能している。

- (22) a [聞き手：父親、家を掃除しているが、聞き手が怠けている] ちゃんと掃除 {シテ／#シー／#シロ}。  
b [聞き手：弟、家を掃除しているが、聞き手が怠けている] ちゃんと掃除 {シテ／シー／#シロ}。  
c [聞き手：非常に親しいソト、研究室を掃除しているが、聞き手が怠けている] ちゃんと掃除 {シテ／シー／#シロ}。

#### 4.1.6. 命令形の使用範囲

命令形は表5の例文(13)-(17)では使用することができず、栗東市方言では日常的には用いない。あえて命令形を使用できる範囲を考えてみると、何度も言っても聞き手が行為指示に従わず、相当怒っているようなとき[→(23)]が考えられる。この場合聞き手への配慮はほとんど感じられず、話し手が強い強制力を持って行為指示をしているように感じられる。

- (23) [聞き手：弟、弟が音楽を大音量で聴いていて、何回言っても音量を下げない] いいかげん静かに {#シテ／シロ (ヤ／ヨ)}。

#### 4.2. 湖西市方言

湖西市方言でそれぞれの行為指示形式が使用できる範囲を以下に示す。

表7 各形式の使用範囲（湖西市方言）

受益者	選択権	発話機能	形式	家族		非常に親しいソト		少し親しいソト	
				下位へ S>H	上位へ S<H	下位へ S>H	同等 S=H	下位へ S>H	同等 S=H
話し手	有	依頼	テ	○	○	○	○	×	×
			リン	×	×	×	×	×	×
			命令	×	×	×	×	×	×
話し手	無	話し手 利益 命令	テ	○	○	○	○	○	○
			リン	×	×	×	×	×	×
			命令	×	×	×	×	×	×
聞き手	有	勧め	テ	×	×	×	×	×	×
			リン	○	○	○	○	○	○
			命令	×	×	×	×	×	×
聞き手	無	聞き手 利益 命令	テ	×	×	×	×	×	×
			リン	○	○	○	○	○	○
			命令	×	×	×	×	×	×
-	無	権威的命令	テ	×	○	×	○	○	○
			リン	○	○	○	○	×	×
			命令	×	×	×	×	×	×

#### 4.2.1. 依頼

依頼では、ウチの人物、及び非常に親しいソトの人物にはテ形を用いる。ただし、少し親しいソトの人物には3つの行為指示形式では行為指示を行うことができず、「～してくれない？」「～してもらえない？」などの形式を用いる<sup>13)</sup>

- (24) a [聞き手：家族、パソコンの使い方がわからないから] 悪いけど {教えテ／#教えリン／#教えロ}。
- b [聞き手：少し親しいソト、パソコンの使い方がわからないから] 悪いけど {#教えテ／#教えリン／#教えロ／教エテクレン？}。

#### 4.2.2. 話し手利益命令

話し手利益命令では、どのような聞き手に対してもテ形を用いる。

- (25) a [聞き手の近くにある工具がほしい] そのドライバー {取ッテ／#取リン／#取レ}。
- b [聞き手に読み上げてもらった電話番号の書き取りに手間取った] もう一回 {言ッテ／#言イン／#言エ}。

#### 4.2.3. 勧め

勧めでは、どのような聞き手に対してもリン形を用いる。

- (26) a [聞き手が「お腹が空いた」と呟いたので] よかったら、そこにあるお菓子 {#食べテ／食べリン／#食べロ}。

13) これらの形式は他の聞き手に対しても用いることができる。テ形よりも丁寧な形式として機能する。

- b [突然の雨で傘を貸そうとする] この傘でよければ持って {#行ッテ／行キン／#行ケ}。

#### 4.2.4. 聞き手利益命令

聞き手利益命令では、どのような聞き手に対してもリン形が用いられる。

- (27) a [昨日転んで打ったところが腫れてきたと聞き、骨折を心配し] 今すぐ病院に {行キン／#行ッテ／#行ケ}。
- b [聞き手と一緒に作業している途中、聞き手は帰らなければいけなくなった] ここはいいから、早く {帰リン／#帰ッテ／#帰レ}。

#### 4.2.5. 権威的命令

権威的命令では、リン形か、テ形が用いられる。家族・非常に親しいソトにはリンを用いる [→ (28a)] が、少し親しいソトではリン形は使えない [→ (28b)]。家族の上位者や非常に親しいソトの人物では、テ形もリン形もともに用いることができる。テ形とリン形では、テ形のほうが丁寧な表現として機能している。

- (28) a [聞き手：父親、家を掃除しているが、聞き手が怠けている] ちゃんと掃除 {シテ／シリン}。
- b [聞き手：少し親しいソト、研究室を掃除しているが、聞き手が怠けている] ちゃんと掃除 {シテ／#シリン}。

下位者にはテ形では行為指示をせず、リン形のみを用いる。

#### 4.2.6. 命令形の使用範囲

湖西市方言でも表 5 の例文 (13) - (17) の範囲内では命令形を使用できず、命令形命令は湖西市方言でも用いにくい。ただし、栗東市方言と同様の場面 [→ (23)] では命令形を使用することができる。

- (29) [聞き手：弟、弟が音楽を大音量で聴いていて、何回言っても音量を下げない] いいかげん静かに {#シリン／シロ}。

### 4.3. 福岡市方言

福岡市方言でそれぞれの行為指示形式が使用できる範囲を以下に示す。

表8 各形式の使用範囲（福岡市方言）

受益者	選択権	発話機能	形式	家族		非常に親しいソト		少し親しいソト	
				下位へ S>H	上位へ S<H	下位へ S>H	同等 S=H	下位へ S>H	同等 S=H
話し手	有	依頼	テ	○	○	○	○	○	○
			連用	×	×	×	×	×	×
			命令	×	×	×	×	×	×
話し手	無	話し手 利益 命令	テ	○	○	○	○	○	○
			連用	×	×	×	×	×	×
			命令	×	×	×	×	×	×
聞き手	有	勧め	テ	×	×	×	×	×	×
			連用	○	○	○	○	○	○
			命令	×	×	×	×	×	×
聞き手	無	聞き手 利益 命令	テ	×	×	×	×	×	×
			連用	○	○	○	○	○	○
			命令	○	×	○	○	×	×
-	無	権威的 命令	テ	○	○	○	○	○	○
			連用	○	○	○	○	○	○
			命令	○	×	○	○	×	×

#### 4.3.1. 依頼

依頼では、どのような聞き手に対してもテ形を用いる<sup>14)</sup>。

- (30) a [機械の使い方／料理の作り方／勉強が] わからないから {教えテ／#教エリ (一)／#教えロ}。  
 b [聞き手:同じ研究室の後輩]ついでにパンを買って{キテ／#キー／#コイ}。

#### 4.3.2. 話し手利益命令

話し手利益命令では、どのような聞き手に対してもテ形を用いる。

- (31) a [聞き手の近くにある工具がほしい] そこのドライバー{取ッテ／#取り(一)／#取レ}。  
 b [聞き手に読み上げてもらった電話番号の書き取りに手間取った] もう一回 {言ッテ／#言イ(一)／#言エ}。

#### 4.3.3. 勧め

勧めでは、どのような聞き手に対しても連用形を用いる。

- (32) a [聞き手が「お腹が空いた」と呟いたので] よかったら、そこにあるお菓子

14) ただし、どんな聞き手に対しても疑問の形を用いることもある。このとき、若年層では標準語的な「～テクレン？」が用いられることがほとんどであるが、伝統方言的な「～テヤラン？」が用いられることがないわけではない（両者に意味の違いは感じられない）。

(iii) a [機械の使い方／料理の作り方／勉強が] わからないから {教エテクレン／教エテヤラン} ?  
 b [聞き手:同じ研究室の後輩] ついでにパンを買って {キテクレン／キテヤラン} ?

{#食べテ／食べリ (一) ／#食べロ}。

- b [突然の雨で傘を貸そうとする] この傘でよければ持って {#行ッテ／行キ (一) ／#行ケ}。

#### 4.3.4. 聞き手利益命令

聞き手利益命令では、家族の下位者と非常に親しいソトに対しては、連用形と命令形を用いることができる。

- (33) a [聞き手:非常に親しいソト, 昨日転んで打ったところが腫れてきたと聞き, 骨折を心配し] 今すぐ病院に {#行ッテ／行キ (一) ／行ケ}。
- b [聞き手:非常に親しいソト, 聞き手と一緒に作業している途中, 聞き手は帰らなければいけなくなった] ここはいいから, 早くここはいいから, 早く {#帰ッテ／帰リ (一) ／帰レ}。

家族の上位者, 少し親しいソトに対しては、連用形が用いられる。

#### 4.3.5. 権威的命令

権威的命令では、家族の下位者と非常に親しいソトに対してはすべての行為指示形式を用いることができる。ただし、命令形命令を用いたときは、話し手が聞き手の態度にいらだっているときなど、強制力を持って命令しようとする意図が感じられる。

- (34) a [聞き手:非常に親しいソト, 一緒に掃除をしているが, 聞き手が怠けている] ちゃんと掃除 {シテ／シー／シロ}。
- b [聞き手:非常に親しいソト, 家／研究室にとって大事なお客さんが来ているのに, 大きな声で話している] ちょっと静かに {シテ／シー／シロ}。

家族の上位者と少し親しいソトに対しては、命令形を用いることはふつうなく、テ形や連用形が用いられる。テ形と連用形では、テ形のほうがより丁寧な表現として機能している。

#### 4.3.6. 命令形の使用範囲

福岡市方言においては、権威的命令・聞き手利益命令で命令形が使用できる。ただし、使用できる聞き手は家族の下位者、非常に親しいソトに限られる。命令形は丁寧ではなく、家族の上位者と少し親しいソトに対して用いることはまずない。また、栗東市方言、湖西市方言と同様、何度も言つても聞き手が行為指示に従わず、相当怒っているようなときには連用形命令は用いることができず、命令形命令が用いられる。

- (35) [聞き手:弟, 弟が音楽を大音量で聴いていて, 何回言っても音量を下げない] いいかげん静かに {#シテ／シロ}。

### 4.4. 3 地点の対照

#### 4.4.1. 基本的な使い分け

テ形と連用形・リン形は、どの地点も基本的な用法が共通していると考えられる。つまり

り、テ形は話し手利益の行為指示（依頼、話し手利益命令）、連用形（栗東市方言・福岡市方言）・リン形（湖西市方言）は聞き手利益の行為指示（勧め、聞き手利益命令）に用いられ、受益者に基づく使い分けがなされている。湖西市方言のリン形は、基本的には他の地域の連用形に相当する用法で用いられている。

今回の3地点で共通するのは、行為指示形式を用いる際には、話し手利益の行為指示は必ずテ形で行う、ということである。話し手利益の行為指示ではどの地点でも、またどの聞き手に対しても、連用形・リン形・命令形が全く用いられない。

また、形式間の相対的な丁寧さの度合いも各地域で共通しており、どの地域においても命令形よりも連用形・リン形が、連用形・リン形よりもテ形がそれぞれ丁寧な表現であると感じられる。このことは、命令形＜連用形・リン形＜テ形の順序で、話し手が聞き手に対して想定する選択性が高くなり、聞き手のネガティブ・フェイス（Brown and Levinson 1987）を損なわない表現になっているためと説明できる。

#### 4.4.2. 権威的命令

権威的命令では、テ形と連用形（栗東市方言、福岡市方言）、テ形とリン形（湖西市方言）が混在している。福岡市方言ではそれらに加え命令形も用いることができる。このことは、権威的命令は受益者が話し手・聞き手のどちらともいえないという性格の行為指示であるためと考えられる。

ただし、聞き手との距離や上下関係に応じて、それぞれの行為指示形式の選択がなされている。例えば、福岡市方言の命令形は連用形・テ形に比べて選択性の低い表現であり丁寧でないため、家族や非常に親しいソトの下位者にしか用いることができない。栗東市方言の連用形もテ形に比べて選択性の低い表現であるため、下位者にしか用いることができないと考えられる。

#### 4.4.3. 命令形の使用範囲

また、命令形命令の使用範囲は、それぞれの地点で異なりがある。栗東市方言・湖西市方言では、命令形を用いることは日常的ではなく、もし用いるとすれば、何度行為指示を行っても聞き手が従わず、かなり怒っているときなど、聞き手に対する配慮を無視して、強い強制力で行為指示を遂行するときに限られる。

それに対して、福岡市方言の命令形命令は他の2地点と比較して命令形命令を用いることのできる範囲が広く、権威的命令・聞き手利益命令で用いられる。命令形と連用形に機能の重なりがあるが、勧めでは命令形を用いることができない。この点で、選択性の度合いが命令形の選択に影響しているといえる。また、連用形はすべての聞き手に対して用いることができるが、命令形は家族の下位者、及び非常に親しい人物（同等・下位者）に限られる。このことからも、連用形に対して命令形は、選択性が低く、より強制力の強い形式であると位置づけられる。

## 5. まとめと展望

本稿では、栗東市方言・福岡市方言・湖西市方言の若年層の行為指示表現について、以下のことを述べた。

- 1) 3 地点とも 3 系列の行為指示形式を持つ。テ形命令・命令形命令は 3 地点に共通して存在する。栗東市方言・福岡市方言はそれらに加え、連用形命令を持つ。湖西市方言は連用形命令を持たないが、リン形命令を持つ。[2 節]
- 2) 行為指示表現の運用について、3 地点ともに基本的にテ形命令は話し手利益の行為指示（依頼・話し手利益命令）、連用形命令・リン形命令は聞き手利益の行為指示（勧め・聞き手利益命令）で用いる。特に話し手利益の行為指示は行為指示形式を用いるとすれば必ずテ形を用いる。[4.1-4.3 節, 4.4.1 節]
- 3) 権威的命令はテ形命令・連用形命令が混在することも、3 地点に共通している。栗東市方言や湖西市方言では距離の近い人物や下位者に対して連用形命令・リン形命令を用い、距離の遠い人物に対してテ形命令を用いるという基本的な使い分けがある。[4.1-4.3 節, 4.4.2 節]
- 4) 栗東市方言・湖西市方言は命令形命令を日常的にはほとんど使用せず、聞き手に対する配慮を無視して、強い強制力で行為指示を遂行するときに限られるが、福岡県福岡市方言では命令形命令の使用範囲が広く、権威的命令と聞き手利益命令に用いる。[4.1-4.3 節, 4.4.3 節]

本稿で取り上げた 3 地点は地理的に離れており、直接の伝播関係にはないと考えられる。しかし、これらの方言に共通して複数の行為指示形式が存在することから、他の方言も複数の行為指示形式を持っており、多様な運用がなされている可能性がある。今後も、これらの行為指示形式の形式と運用について、その地域ごとの個別性や日本語としての普遍性を考えていきたい。

### 【参考文献】

- 熊取谷哲夫 (1995) 「発話行為から見た依頼表現—発話行為から談話行動へ—」『日本語学』14-11, pp.12-21, 明治書院
- 陣内正敬 (1996) 『北部九州における方言の新語研究』九州大学出版会
- 二階堂整 (2008) 「若年層にみる最近の福岡方言の動き」山口幸洋博士の古希をお祝いする会 (編) 『山口幸洋博士古希記念論文集 方言研究の前衛』 pp.100-112, 桂書房
- 姫野伴子 (1997) 「行為指示型発話行為の機能と形式」『埼玉大学紀要教養学部』33-1, pp.169-178, 埼玉大学教養学部
- 牧野由紀子 (2008a) 「大阪方言における命令形の使用範囲—セエ・シ・シテをめぐって—」『大阪社会言語学研究ノート』8, pp.55-74, 大阪大学大学院文学研究科社会言語学研究室.
- (2008b) 「行為指示談話における直接形式の使用—自治会活動での一事例—」『日本語科学』24, pp.5-28, 国立国語研究所
- 山口幸洋 (1965) 「方言の上から見た「浜名湖西」の位置」『湖西の文化』7, pp.11-20, 湖西文化協議会

- Brown, Penelope and Levinson, Stephen C. (1987) *Politeness: some universals in language usage.* Cambridge University Press.
- Leech, G. (1983) *Principles of pragmatics.* Longman [池上嘉彦・川上誓作 (訳) (1987) 『語用論』 紀伊國屋書店]
- Searle, J. R. (1969) *Speech Act : An essay in the philosophy of Language.* Cambridge: Cambridge University Press.

---

もり ゆうた (大阪大学大学院生)  
forestbrave0221@yahoo.co.jp  
ひらつか ゆうすけ (大阪大学大学院生)  
yusukehiratsuka@hotmail.com  
なかむら ひかる (大阪大学学部生)  
97531guzel@gmail.com